(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
瑞浪市土岐町字町田三〇九九番一から恵那市長島町中野字槙ケ根一二五一番二七まで	前	八・〇〇～五三・一〇	一三・〇二六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・〇〇～五三・一〇	一三・〇二六	
	A	一七・八〇～六七・五六	〇・四九四	
	B	八・〇〇～七二・四七	三・三三七	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第五十二号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三四二番一から各務原市鵜沼東町四丁目二二番まで	前	A 八・三〇～一一二・五〇	一二・三六三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・九〇～一一一・四五	七・〇〇五	
	後	A 一二・九〇～一一一・四五	一二・四〇五	
		B 一二・九〇～一一一・四五		

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	奈良県磯城郡田原本町大字唐古八〇番二から同町大字唐古九八番四まで	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月一日

○近畿地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号及び四百七十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
南丹市八木町木原ヒジガ坪一番から同市八木町木原河原一二番一まで	前	一九・七六～二〇・七三	〇・〇三一	
	後	一九・九六～二〇・九六	〇・〇三一	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	南丹市八木町木原ヒジガ坪一番から同市八木町木原河原一二番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月三十日

○近畿地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	堺市中区平井七四九番二から高石市綾園六丁目百三十番二まで	近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月一日

○近畿地方整備局告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
堺市美原区丹上三二二番五から羽曳野市蔵之内七七七番二まで	二〇・四〇～七三・四〇	四・六二七
大阪府南河内郡太子町大字春日三六八番四から同町大字山田二六二番六まで	一〇・二〇～一八四・〇〇	三・一〇九

(四) 指定する期日　平成三十年四月一日

○近畿地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
葛城市竹内一六六六番から同市辨之庄一五一番一まで	一〇・四〇～一七四・五〇	四・八〇〇

(四) 指定する期日　平成三十年四月一日